

当面の主要課題(平成24年7月策定)への対応状況について



平成25年1月

【 取り組むべき課題 】

信頼性向上への施策

<自主規制機能の適切な発揮と行動規範の確立>

1. 行動規範委員会による協会の倫理意識向上への提言を踏まえた監査、研修等の見直し
2. 投資者の意識や規制環境の変化に即応した資格試験、資格更新研修等の見直し(「資格試験問題等改革プロジェクト」の推進等)
3. 協会の信頼性・健全性を高めるための方策の検討(特別監査チームの設置等)
4. 問題点の早期発見と発見した問題への適切な対応(モニタリングの強化、ATC機能のさらなる活用)
5. 環境の変化に対応するための自主規制規則の適時適切な見直し

<公正・透明な金融・資本市場の育成>

6. 顧客に対するわかりやすい書面・説明の在り方に関する検討
7. 投資信託法制の見直しを受けた対応
8. インサイダー取引の未然防止に向けた継続的な取組み(J-IRISS登録推進等)と公募増資に関連した不公正な取引への対応
9. インベスター・アラート等の活用
10. 警察当局との連携を踏まえた反社情報照会システムの稼働に向けた対応

<最適な規制環境の国際的構築>

11. 海外の自主規制機関等との連携強化
12. IOSCO(証券監督者国際機構)等への積極的参画と成果の還元

【 これまでの主な対応状況 】

1. 「インサイダー取引防止及び法人関係情報管理の徹底に向けた対応方針について」の一環として、特別研修を新設し実施。また、24年9月、「研修編成ワーキング・グループ」を設置し、25年度の「研修基本計画」を策定
2. 外務員及び内部管理責任者等に求めるべき知識を明確化した文書(シラバス)を作成し、これに基づき資格試験・外務員必携等・資格更新研修を作成する枠組の構築に向けて検討
3. 24年12月、「法人関係情報の管理態勢に係る対応要綱」を取りまとめた。また、「証券界の信頼性向上のために取り組むべき諸課題への対応に関する検討計画」を公表し、同検討計画に基づき、具体的方策を検討するため、「信頼性向上のための施策の推進ワーキング・グループ」等を設置
4. (モニタリング強化)24年6月以降、金融庁等との間で情報交換会を開催、(ATC機能)協会事務局内においてより効果的な情報収集及び情報共有を実施
5. 24年12月、「自主規制規則の見直しに関する検討結果等について」を取りまとめ、公表

6. 「顧客に対するわかりやすい書面・説明の在り方に関する懇談会ワーキング・グループ」において検討
7. 「投資信託法制の見直し等に関する検討ワーキング・グループ」において、投資信託の販売会社(協会員)に関連する事項について、具体的に検討
8. J-IRISSへの登録率向上のため、未登録会社への個別訪問及びフォローアップ等を実施
9. 「通貨選択型投資信託」のリスク説明等の記載内容の見直し等を検討
10. 全会員を対象とした「反社情報照会システム」稼働予定

11. 24年11月、米国金融取引業規制機構(FINRA)と「情報交換と業務協力のための覚書(MOU)」を締結。
24年6月に国際証券業協会会議(ICSA)年次総会、11月にアジア証券人フォーラム(ASF)年次総会に参加。
12. 24年5月にIOSCO年次総会、11月にIOSCO/SROCC中間会合に参加

市場の魅力・機能向上への施策

<日本市場の魅力のPR>

13. 日本市場の魅力の掘り起しに向けた検討と市場振興等のための積極的な情報発信(会議体の設置、取引所等関係機関との連携等)
14. 金融・資本市場のグローバル化に対応した官民一体による日本市場の認知度を高めるPR(海外向けPR活動の推進、アジアを含む海外市場関連団体との対話促進)
15. インターネット(ソーシャルメディア)の有効活用など積極的な情報配信への取組み

13. 24年9月、「日本市場や日本企業の再認識と情報発信を考える懇談会」を設置し検討
14. 25年2月、ロンドンにて第5回日本証券サミットを開催する予定
15. ソーシャルメディアの活用方法、問題点等を検討。また、本協会ウェブサイトについて、発信情報の整理を進めるとともに、セミナー動画の新規掲載等により充実を図る

＜市場基盤の整備と国際競争力の強化＞

16. 取引所外取引及びPTSの今後のあり方に関する調査研究
17. グリーンシート銘柄制度の抜本的な見直しに向けた検討
18. 公社債市場の活性化(社債の価格情報インフラの整備、社債レポ市場の整備、社債管理のあり方、国債取引決済期間の短縮等)に向けた検討
19. 我が国金融業の中長期的な在り方に関する報告書(金融審議会)のアクション・プランへの対応

＜環境変化への柔軟な対応＞

20. 証券投資を促すための税制措置や金融所得課税の一体化の推進、本格的な少子高齢化時代における資産形成の自助努力を促す制度の導入に向けた課題の整理と検討
21. 総合取引所制度に関連した本協会の業務範囲の整理等
22. 我が国の市場仲介者や金融・資本市場の機能が適切に発揮されるような環境の実現に向けた対応(米国外国口座税務コンプライアンス法(FATCA)、マイナンバー法等への対応)

16. 今後のPTSの動向等を注視しつつ、必要な調査を実施し、今後の対応方針について検討
17. 25年6月まで、証券会社を活用したベンチャー企業・地方企業等の新たな支援の仕組みについて検討
18. 24年8月、「社債の価格情報インフラの整備等に関するワーキング・グループ」を設置し、検討を行った。検討を受け、社債の取引情報の公表の実施に向けた規則を整備
「国債の決済期間の短縮化に関する検討ワーキング・グループ」において、国債のアウトライト取引のT+1化に向け検討
19. 官民ラウンドテーブルの下に設置された3つの作業部会において、必要に応じて意見表明等を行う

20. 24年12月、「個人の自助努力による資産形成に関するワーキング・グループ」を設置し検討
21. 本協会に関係する主な論点等の洗出しを実施
22. 米国FATCAについて、会員の実務負担軽減に向けた取組みを実施。我が国における公募増資等を巡る諸課題への対応について、24年9月、「我が国経済の活性化と公募増資等のあり方分科会」を設置し、検討

＜金融リテラシーの向上＞

23. 学校教育における金融経済教育の充実に向けた具体的な支援策(高校生向けの副教材の制作及び中学生向け副教材の普及等)の検討
24. 国民各層の世代(とりわけ現役若年層)、知識又は経験に応じた金融リテラシー向上への支援の一層の推進
25. 未公開株・社債等をかたった詐欺の被害防止に向けた周知、広報キャンペーンの実施等

23. 高校生向け副教材の制作の基本方針を策定。25年3月下旬に完成予定
24. 24年10月4日の「投資の日」を中心に、「自分の未来は、自分でつくる。」をキャッチコピーに掲げ、協会員とも連携しつつ、ITツールを活用したイベントを全国で実施。また、刊行物「はじめの資産運用」を制作し24年9月より無償配布
25. 24年9月、「未公開株等詐欺未然防止キャンペーン」を全国的に実施

協会組織・機能の向上と効率性追求

26. 入会審査等の態勢の拡充と当局等との緊密な連携の強化
27. 効果的・効率的観点からみた事業活動の再構築による支出予算の抑制
28. システムの利用状況とサービスレベルの検証等を踏まえた有効かつ効率的なシステム構築・運用に向けた対応

26. 25年1月中を目途に会員に関する情報提供を受け付ける専用窓口を設置する予定
27. 25年度予算編成の指針を策定。今後、指針を前提とした「平成25年度収支予算(案)」を作成
28. J-IRISSについて、現行システムの2年延長利用を決定。他のシステムについても、各々のリプレイス時期を勘案し、個々に検討

会員に関する情報受付窓口の設置について

平成 25 年 1 月 15 日

日本証券業協会

1. 設置の目的

本協会では、証券界の信頼性向上を図る観点から、本協会の協会員及び一般投資者から会員の法令違反等の行為についての情報を受け付ける専用窓口を設置し、問題の早期発見、警戒を行うことを目的とする。

2. 本協会の対応

- ・ 本協会ホームページに情報受付専用窓口を設置する。具体的には、郵送、FAX 又は電子メールによる情報受付を行う。
- ・ 情報提供者の情報提供のし易さを考え、情報提供は匿名も可とする。
- ・ 寄せられた情報は、事務局（総務部）にて一定の精査を行い、情報の内容に応じ、例えば、次のように活用する。

①個別の会員に関する情報や証券市場全般、会員全般に関係する情報等

⇒ 本協会関係部署

②上記①の情報のうち、特に留意すべき情報

⇒ 行政当局及び関係団体

③上記①の情報のうち、将来の課題の発生を予測した対応を行う必要があると考えられるもの

⇒ ATC対応プロジェクトチーム（ATCとは、ahead of the curve の略）

※ 寄せられた情報の内容によっては、会員監理におけるモニタリングや通常監査、特別監査の際の留意事項としても取り扱う。

※ 寄せられた情報については、一定のスクリーニングを行ったうえで会員にフィードバックすることも検討する。

3. 受付対象とする情報の範囲

会員に対する以下の情報

①法令違反行為又はそのおそれのある行為に関する情報

②業務や経営に関し、不正が行われているといったうわさや不審な情報等

4. 情報受付の開始時期

平成 25 年 1 月下旬より開始する。

以 上

資料 3

「役員等に対する貸付け等に関する報告」について

平成 25 年 1 月 15 日

日本証券業協会

1. 報告の目的

最近の発生事案として、顧客資産を流用したことにより投資者保護基金の補償が発動されることとなった会員の経営破綻については周知のとおりである。この事案の背景として、会員が自社役員に対する多額の貸付けを行ったものの、貸付金の回収の見込みがないことから、当該会員における運転資金が不足して資金繰りが困難になっていた実態があった。

このような状況を踏まえ、証券界の信頼性向上のための取組みの一環として、各会員における内部牽制機能など経営管理態勢の把握、同様の不祥事の再発防止のため、この度、本協会は「定款の施行に関する規則第 6 条第 1 項第 44 号」に基づき、一部の信用供与の状況について以下のとおり各会員から報告を求めることとする。

2. 報告の概要

(1) 報告対象とする与信先及び与信内容

会員が次のいずれかに該当する者に対して行っている与信（短期貸付金、長期貸付金、保証債務及び保証予約）。

- ① 自社の役員
- ② 自社の主要株主
- ③ 自社の役員が他の法人その他の団体の役員又は主要株主である場合の当該他の法人その他の団体
- ④ 自社の主要株主が他の法人その他の団体の役員又は主要株主である場合の当該他の法人その他の団体

(2) 報告義務者

次のいずれかに該当する会員。

ただし、分別管理義務¹のある金銭及び有価証券が存在しない会員、有価証券報告書を提出している会員及びその他本協会が報告を不要と認める会員²を除く。

- ① 自己資本規制比率が 200%未満の会員のうち、上記 (1) に該当する与信を行っている会員
- ② その他本協会が必要と認める会員³。

¹ 金融商品取引法第 43 条の 2 の規定による分別管理義務。

² 例えば、投資者保護基金による補償対象となっていないプロ投資家のみを対象とした業務を行っている会員 等。

³ 例えば、自己資本規制比率が 200%以上であっても、代表者や主要株主に大幅、頻繁な異動がある会員 等。

(3) 報告事項

上記(1)に該当する与信先ごとに、①属性、②与信の種類及び金額

(4) 報告期限

毎月末時点で本報告の対象となる与信の残高がある場合 翌月の20日

3. 報告の提出方法

協会WANの双方向機能を通じて本協会監査2部に提出することとする。

4. 報告の開始時期

初回報告は、平成25年1月末時点のものを平成25年2月20日(水)までに報告することとする。

以 上

資料 4

平成24年度の相談・苦情・あっせんの処理状況（平成24年12月度月次速報版）

平成25年1月15日
証券・金融商品あっせん相談センター

1. 月次処理状況

（単位：件）

区分・内容 / 月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	24年度 下期累計	下期月平均 (累計／月数)
相 談	402	393	384				1,179	393.0
取引制度に関する相談	102	115	147				364	121.3
勧誘に関する相談	154	111	82				347	115.7
売買取引に関する相談	58	104	73				235	78.3
事務処理に関する相談	44	35	39				118	39.3
その他の相談	44	28	43				115	38.3
苦 情	72	73	74				219	73.0
勧誘に関する苦情	55	36	39				130	43.3
売買取引に関する苦情	9	27	26				62	20.7
事務処理に関する苦情	4	5	6				15	5.0
その他の苦情	4	5	3				12	4.0
あっせん	18	19	27				64	21.3
勧誘に関する紛争	14	18	22				54	18.0
売買取引に関する紛争	4	1	4				9	3.0
事務処理に関する紛争	0	0	1				1	0.3
その他の紛争	0	0	0				0	0.0

（注）FINMACで処理した事案件数のうち、日本証券業協会協会員に関するものを算出している。

【参考 1】 24年度上半期の月別状況

（単位：件）

区分・内容 / 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	24年度 上期累計	上期月平均 (累計／月数)
相 談	253	333	392	368	379	397	2,122	353.7
取引制度に関する相談	61	77	114	100	102	106	560	93.3
勧誘に関する相談	91	139	139	115	149	145	778	129.7
売買取引に関する相談	50	55	67	56	51	50	329	54.8
事務処理に関する相談	25	26	19	39	30	43	182	30.3
その他の相談	26	36	53	58	48	53	274	45.7
苦 情	87	96	80	74	74	73	484	80.7
勧誘に関する苦情	52	50	40	44	40	39	265	44.2
売買取引に関する苦情	14	22	24	19	17	11	107	17.8
事務処理に関する苦情	12	14	6	8	6	14	60	10.0
その他の苦情	9	10	10	3	11	9	52	8.7
あっせん	19	28	19	11	16	8	101	16.8
勧誘に関する紛争	15	25	19	11	14	7	91	15.2
売買取引に関する紛争	3	2	0	0	2	1	8	1.3
事務処理に関する紛争	1	1	0	0	0	0	2	0.3
その他の紛争	0	0	0	0	0	0	0	0.0

【参考 2】 23年度及び前年度(22年)の状況
(単位:件)

	23年度 累計	23年度 月平均
相 談	4,358	363.2
取引制度に関する相談	1,309	109.1
勧誘に関する相談	1,365	113.8
売買取引に関する相談	802	66.8
事務処理に関する相談	388	32.3
その他の相談	494	41.2
苦 情	1,205	100.4
勧誘に関する苦情	692	57.7
売買取引に関する苦情	286	23.8
事務処理に関する苦情	134	11.2
その他の苦情	93	7.8
あっせん	308	25.7
勧誘に関する紛争	267	22.3
売買取引に関する紛争	35	2.9
事務処理に関する紛争	6	0.5
その他の紛争	0	0.0

(単位:件)

22年度 累計	22年度 月平均
4,099	341.6
1,487	123.9
974	81.2
567	47.3
454	37.8
617	51.4
1,009	84.1
498	41.5
257	21.4
141	11.8
113	9.4
239	19.9
184	15.3
47	3.9
3	0.3
5	0.4

2. 商品別処理状況(24年12月度速報版)

(単位:件)

区分・内容 / 商品別	株式	債券	投資 信託	有価証券 デリバ	CFD	その他 デリバ	その他	12月度 合計
相 談	167	78	88	2	4	0	45	384
取引制度に関する相談	60	32	24	1	2	0	28	147
勧誘に関する相談	26	26	30	0	0	0	0	82
売買取引に関する相談	41	14	16	1	1	0	0	73
事務処理に関する相談	22	3	5	0	1	0	8	39
その他の相談	18	3	13	0	0	0	9	43
苦 情	22	16	22	1	1	10	2	74
勧誘に関する苦情	6	10	13	0	0	10	0	39
売買取引に関する苦情	11	5	8	1	1	0	0	26
事務処理に関する苦情	3	1	1	0	0	0	1	6
その他の苦情	2	0	0	0	0	0	1	3
あっせん	4	6	11	0	0	6	0	27
勧誘に関する紛争	2	5	9	0	0	6	0	22
売買取引に関する紛争	2	0	2	0	0	0	0	4
事務処理に関する紛争	0	1	0	0	0	0	0	1
その他の紛争	0	0	0	0	0	0	0	0

(注)FINMACで処理した事案件数のうち、日本証券業協会協会員に関するものを算出している。

【参考】平成24年度(平成24年4月～12月)の状況

(単位:件)

	株式	債券	投資 信託	有価証券 デリバ	CFD	その他 デリバ	その他	合 計
相 談	1,121	773	1,015	22	12	6	351	3,300
取引制度に関する相談	347	197	206	6	3	6	158	923
勧誘に関する相談	225	367	489	3	1	0	39	1,124
売買取引に関する相談	263	118	159	8	7	0	10	565
事務処理に関する相談	152	35	50	3	1	0	59	300
その他の相談	134	56	111	2	0	0	85	388
苦 情	221	205	191	10	3	38	36	704
勧誘に関する苦情	69	153	131	2	0	37	3	395
売買取引に関する苦情	82	36	43	5	2	0	1	169
事務処理に関する苦情	46	6	9	3	0	0	11	75
その他の苦情	24	10	8	0	1	1	21	65
あっせん	29	49	54	4	0	30	0	166
勧誘に関する紛争	17	47	47	4	0	30	0	145
売買取引に関する紛争	10	0	7	0	0	0	0	17
事務処理に関する紛争	2	2	0	0	0	0	0	4
その他の紛争	0	0	0	0	0	0	0	0

3. 男女別処理状況(24年12月度速報版)

(単位:件)

区分・内容 / 男女別	男	女	法人	12月度 合計
相 談	197	174	13	384
取引制度に関する相談	79	60	8	147
勧誘に関する相談	36	45	1	82
売買取引に関する相談	37	33	3	73
事務処理に関する相談	19	19	1	39
その他の相談	26	17	0	43
苦 情	43	21	10	74
勧誘に関する苦情	19	10	10	39
売買取引に関する苦情	18	8	0	26
事務処理に関する苦情	3	3	0	6
その他の苦情	3	0	0	3
あっせん	9	12	6	27
勧誘に関する紛争	6	10	6	22
売買取引に関する紛争	3	1	0	4
事務処理に関する紛争	0	1	0	1
その他の紛争	0	0	0	0

(注)FINMACで処理した事案件数のうち、日本証券業協会協会員に関するものを算出している。

【参考】平成24年度(平成24年4月～11月)の状況

(単位:件)

区分・内容 / 男女別	男	女	法人	合計
相 談	1,687	1,452	161	3,300
取引制度に関する相談	524	341	58	923
勧誘に関する相談	543	538	43	1,124
売買取引に関する相談	250	286	29	565
事務処理に関する相談	173	110	17	300
その他の相談	197	177	14	388
苦 情	393	257	54	704
勧誘に関する苦情	194	152	49	395
売買取引に関する苦情	103	66	0	169
事務処理に関する苦情	55	19	1	75
その他の苦情	41	20	4	65
あっせん	64	62	40	166
勧誘に関する紛争	50	55	40	145
売買取引に関する紛争	11	6	0	17
事務処理に関する紛争	3	1	0	4
その他の紛争	0	0	0	0

「未公開株通報専用コールセンター」通報状況（平成 24 年 4 月～12 月）について

平成 25 年 1 月 15 日

日本証券業協会

当センターに寄せられた情報について

- ① 平成 24 年 4 月から 12 月までに寄せられた通報総件数は 3,421 件、1 日あたり平均通報件数は約 18 件（前年同期：通報総件数 4,410 件、1 日平均約 24 件）。
なお、12 月の通報件数は過去最低であった前月の 310 件を下回る 278 件となっている。
- ② 勧誘形態は、仲介業者を通じて勧誘するケースが約 84 パーセント、未公開会社自身が募集を行うケース（自己募集）によるものが約 16 パーセント。
- ③ 通報者の約 66 パーセントが 70 歳以上の高齢者で、60 歳代までを含めると約 89 パーセントを占める。
- ④ 商品別の通報をみると、平成 24 年 4 月から 12 月では「その他」に分類される通報が最も多く約 58 パーセントであり、未公開株、社債に係る通報がそれぞれ約 20 パーセントとなっている。

「その他」の内訳をみると、かつて通報者が購入した未公開株式等に関する「買取・被害回復」を持ちかけられたという通報が約 8 割を占めており、そのうちの約半数のケースで「手数料」などの名目で何らかの金銭を要求されている。

「買取・被害回復」に係る通報以外の約 2 割の部分については、投資事業組合出資証券、リゾート会員権、合同会社の社員権、外国為替取引に係る通報である。
- ⑤ 被害金額は、平成 24 年 4 月から 12 月累計で約 35 億 1,615 万円。商品別被害金額では、株式に係る金額が約 46 パーセントと最も多く、その額は約 16 億 620 万円となっている。
なお、12 月の被害金額は、約 3 億 1,817 万円で、11 月の被害金額約 3 億 7,410 万円から比べると約 15 パーセント減少している。

また、12 月の 1 通報あたり（被害金額を聴取している通報に限る）の平均被害金額は約 663 万円、1 通報における最大の被害金額は約 6,900 万円（「その他」に分類される合同会社の社員権の代理購入を依頼されたことによるもの）である。
- ⑥ 勧誘手法からみると、電話だけで被害に遭うケースが約 73 パーセントであり、ダイレクトメールと電話の組合せで被害に遭うケースを含めると約 98 パーセントとなっている。
- ⑦ 勧誘経緯からみると、既に未公開株等を保有している投資家（一度被害にあった投資

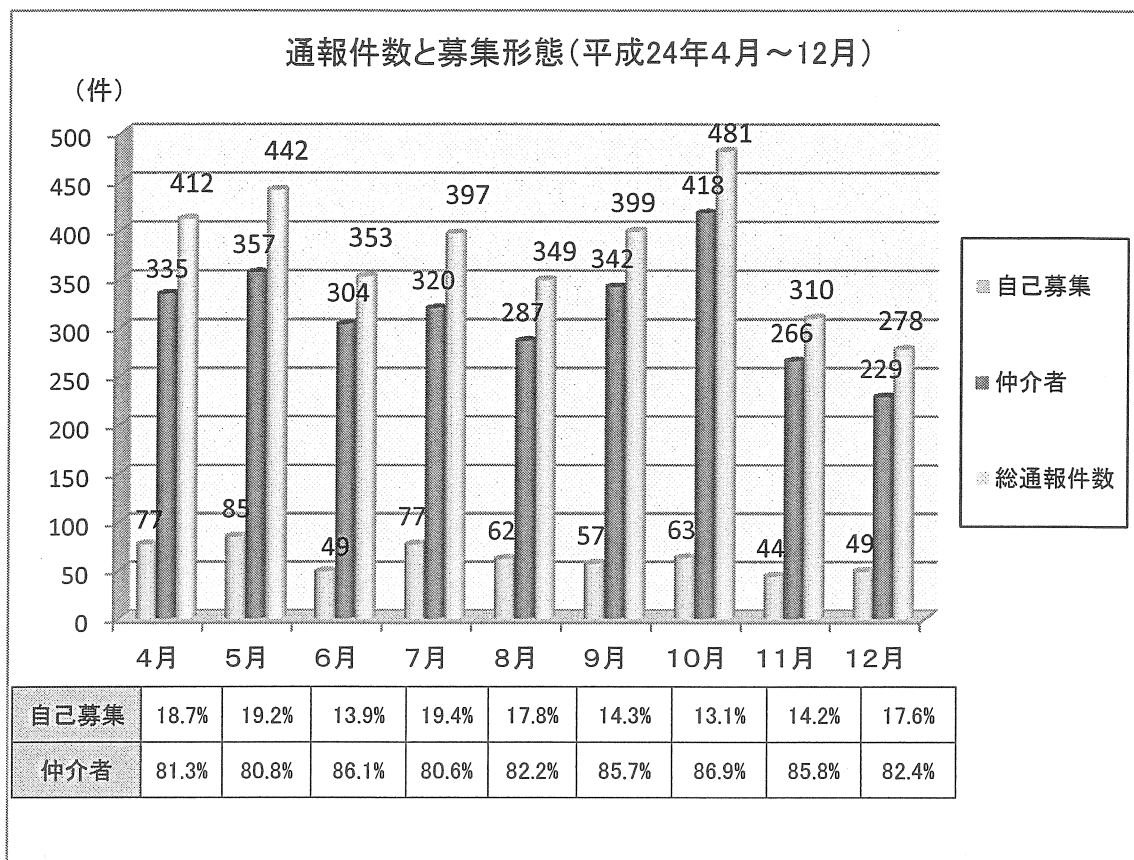
家も含む)に買い取りや被害回復を持ちかける『二次被害』に係るケースが非常に多い。中には、金融庁・証券取引等監視委員会等の公的機関や弁護士・会計士をかたり投資家を安心させた上で、手数料や他の有価証券の購入を求めるケースが見受けられる。

- ⑧ 証券会社との取引がある方からの通報件数(12月)は278件中108件(約39パーセント)であり、そのうち、被害金額を聴取している通報件数は108件中13件(約12パーセント)、被害金額は約3億1,817万円で約3,657万円(約11パーセント)である。商品別の被害金額では、未公開株が約1,102万円、社債が約1,620万円、その他が約935万円である。

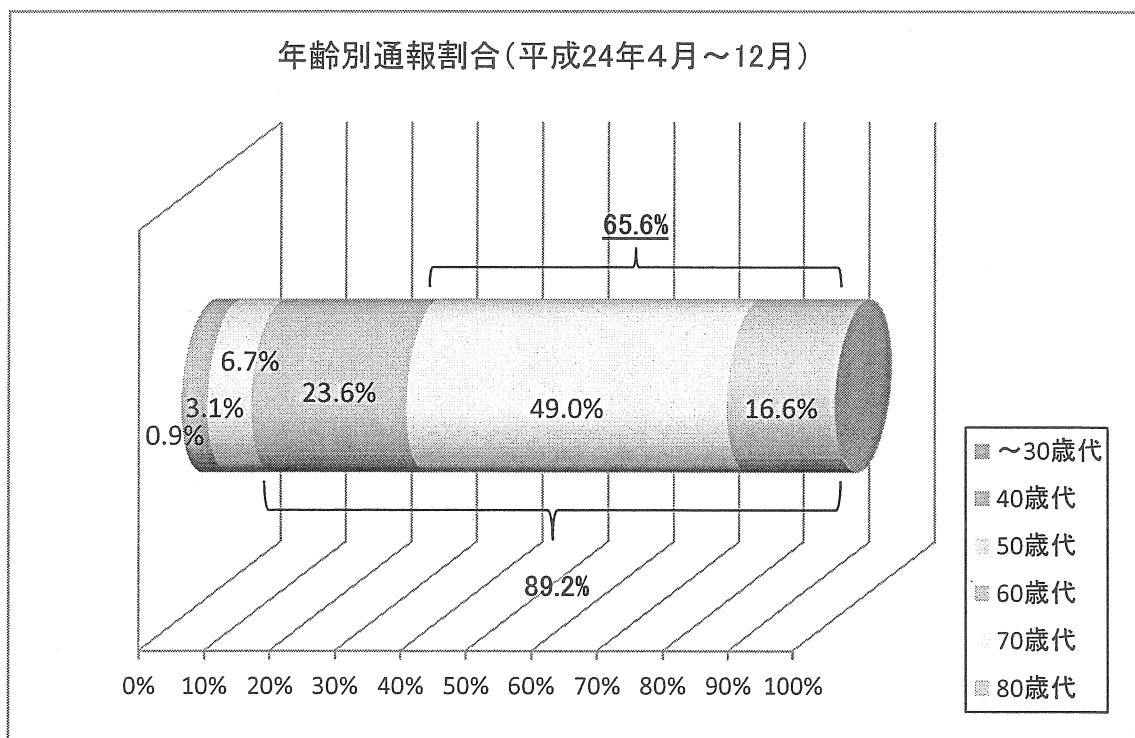
以 上

未公開株コールセンターへ寄せられた通報状況（平成24年4月～12月）

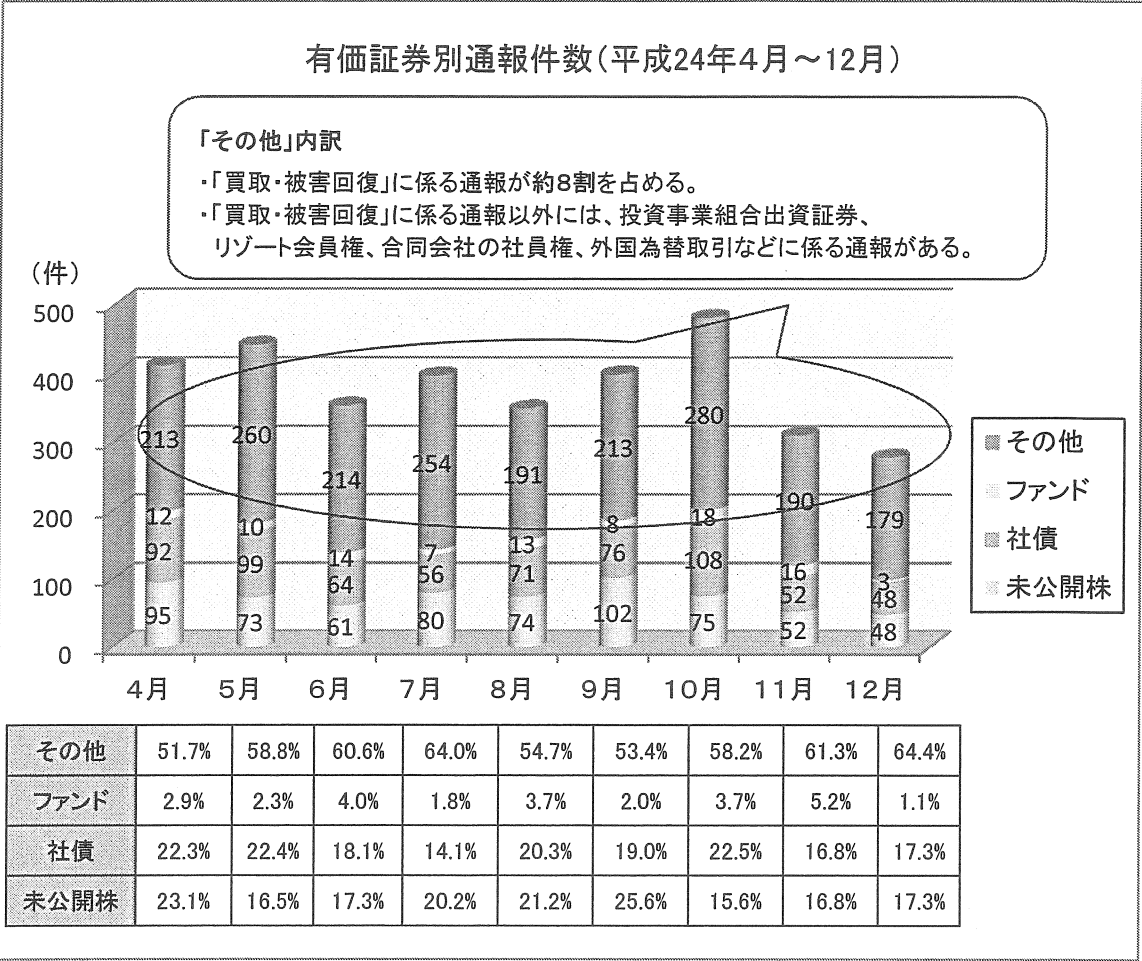
1. 通報件数と募集形態



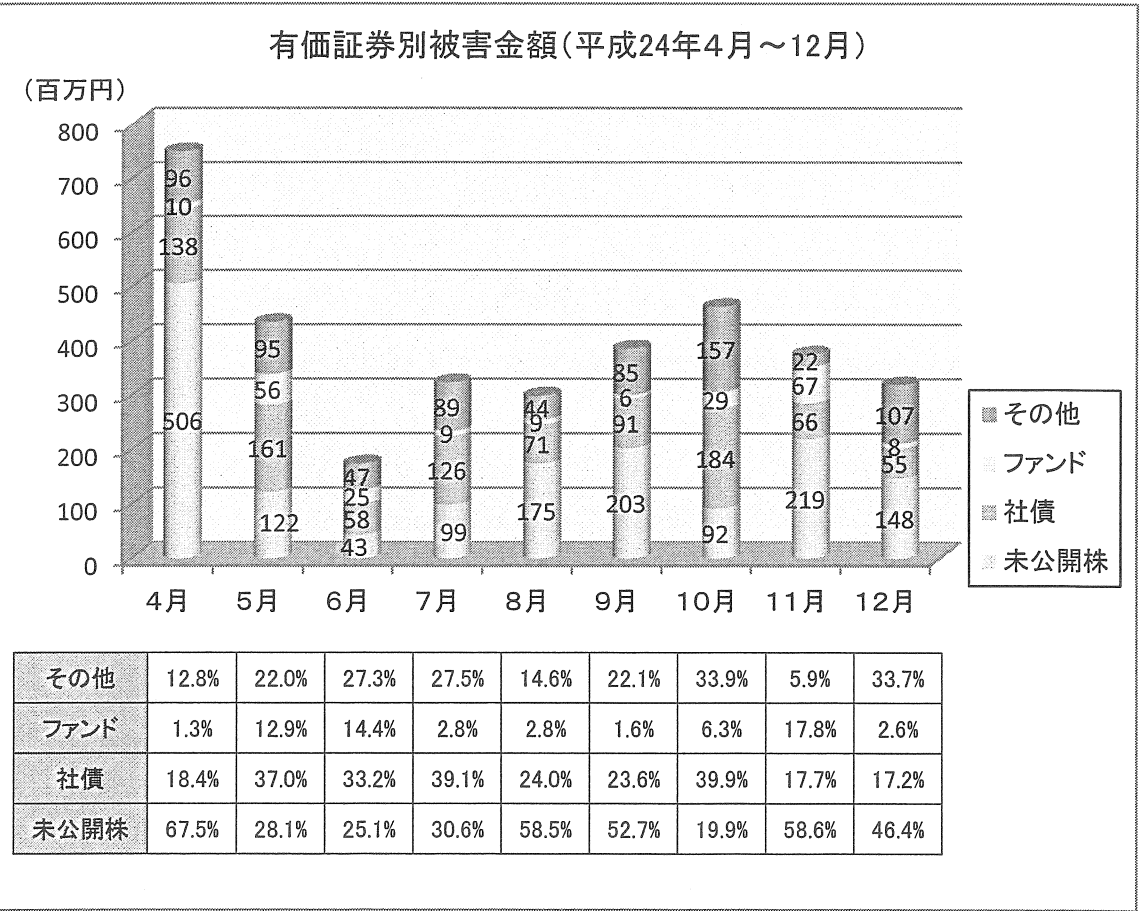
2. 通報者の年齢別割合



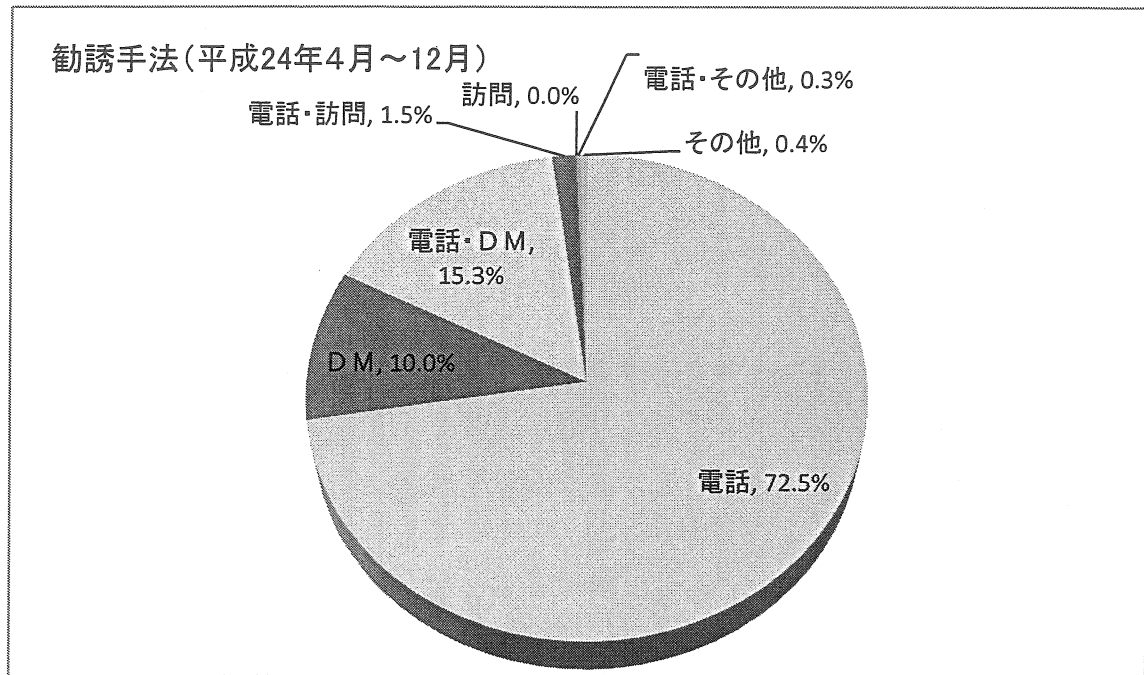
3. 有価証券別の通報件数



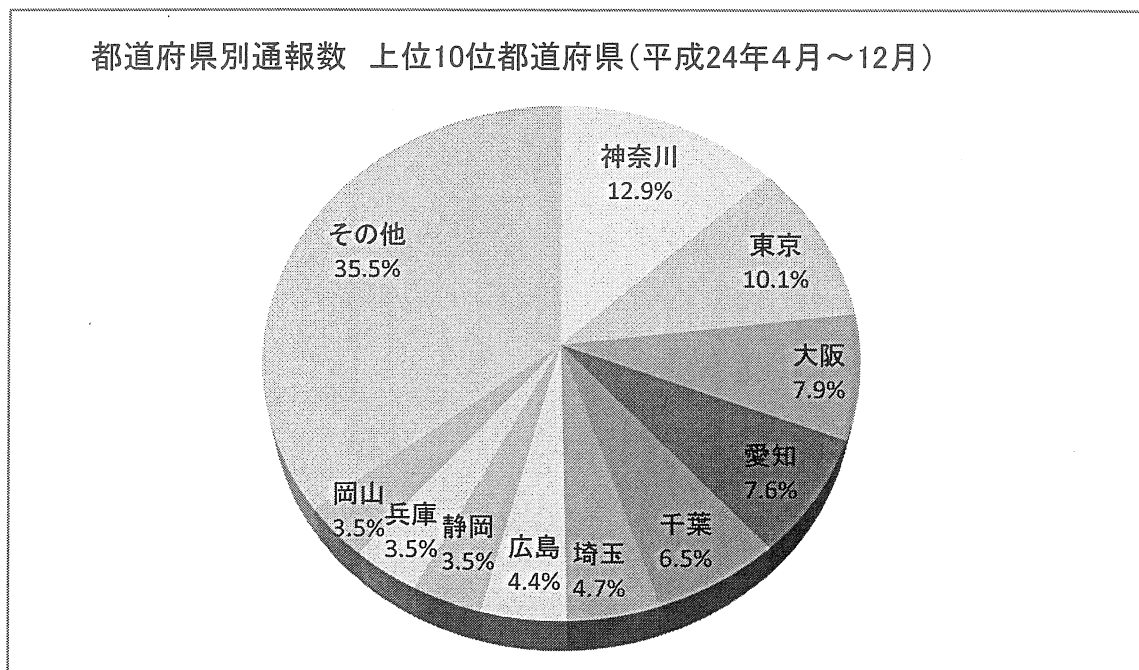
4. 有価証券別の被害金額



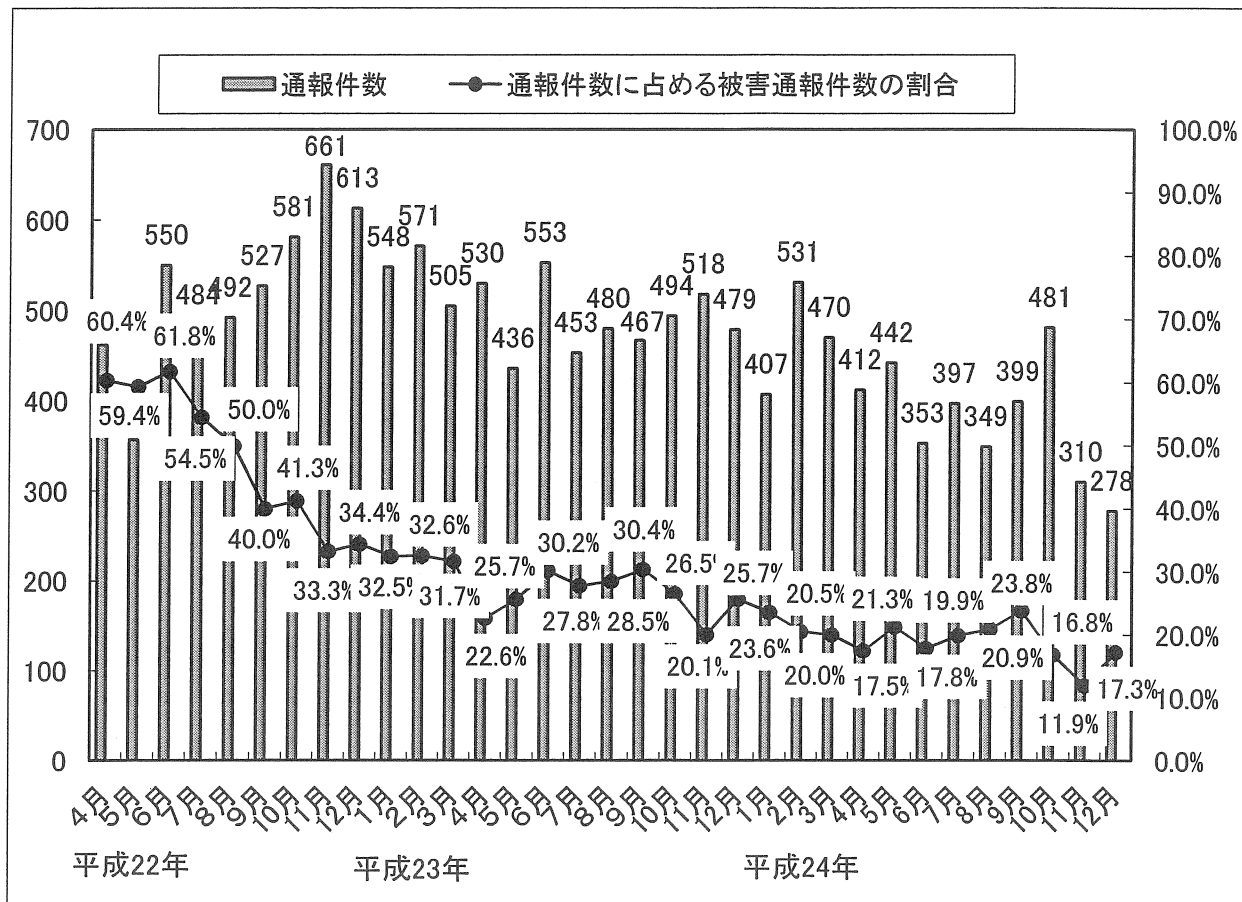
5. 勧誘手法



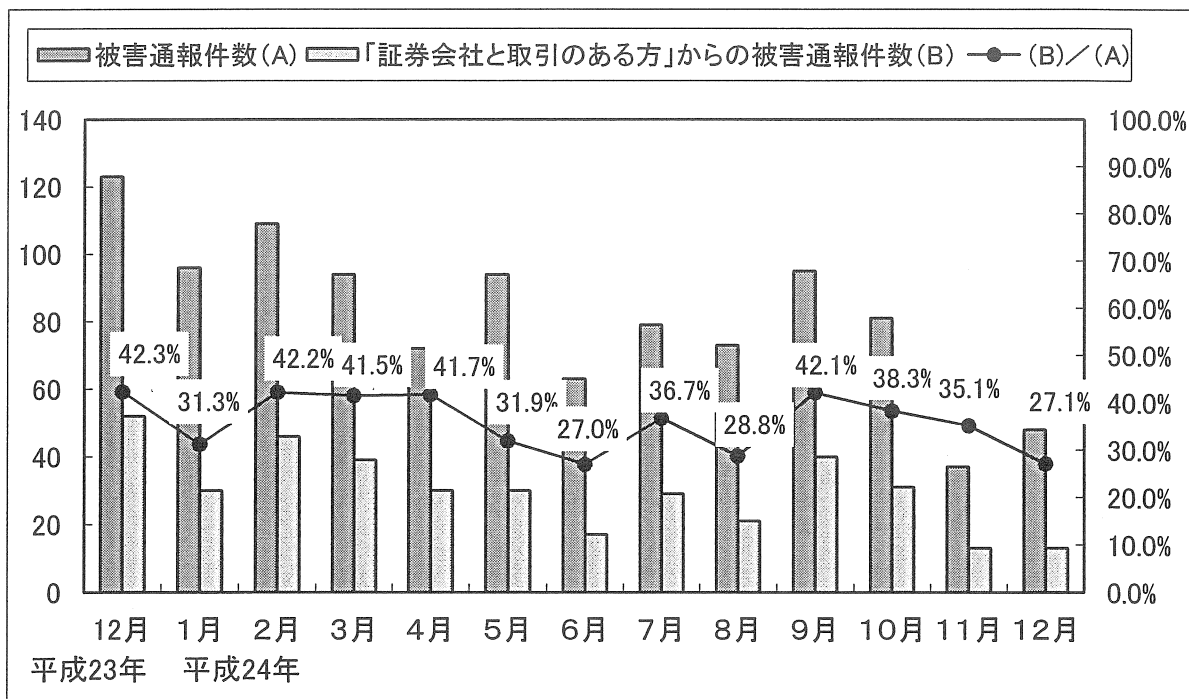
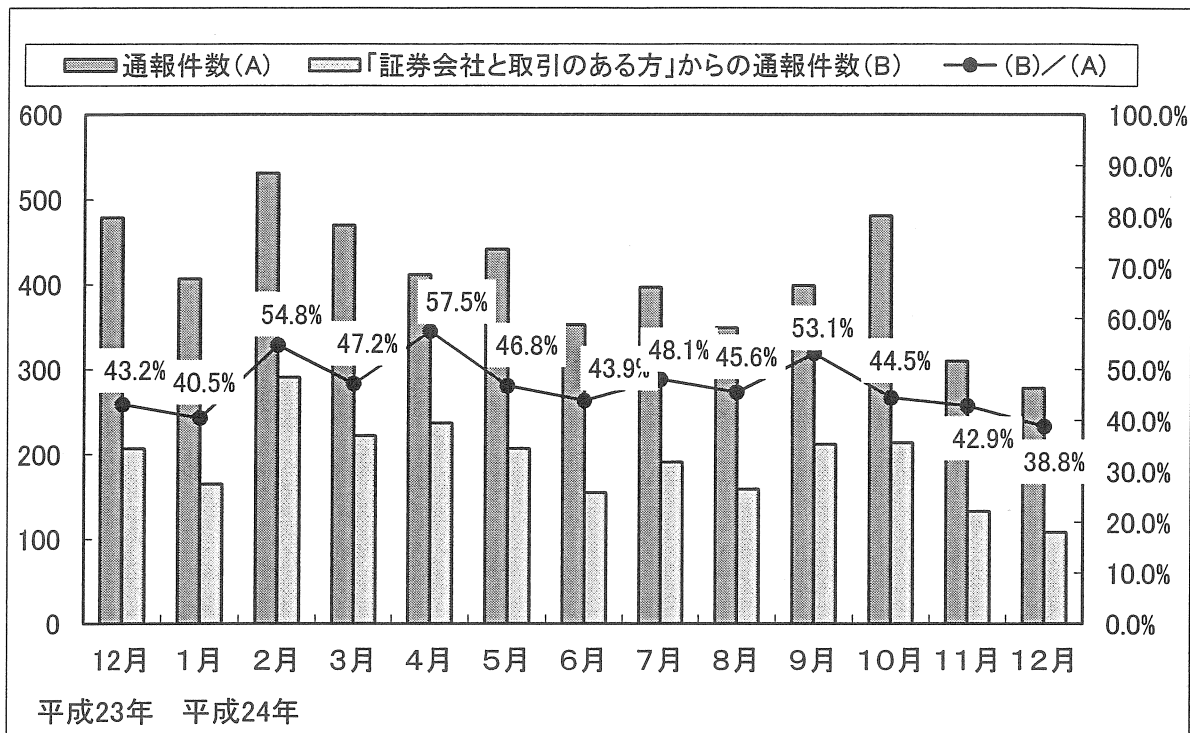
6. 都道府県別の通報件数の割合



7. 通報件数に占める被害通報件数



8.「証券会社と取引がある方」からの通報件数



以 上

総務委員会、行動規範委員会及び金融・証券教育支援委員会の開催状況
(平成 24 年 11 月 28 日～平成 25 年 1 月 15 日)

平成 25 年 1 月 16 日

1. 総務委員会

開催日	議 案
11 月 28 日 (持ち回り)	【審議事項】 1. コンピュータ・ベース・テスト（CBT）契約の締結について 2. 登録金融機関の本協会加入について 3. 会員の本協会脱退について
12 月 14 日 (持ち回り)	【審議事項】 ・会員の本協会脱退について

2. 行動規範委員会

開催日	議 案
11 月 28 日	【報告事項】 ・行動規範委員会取りまとめ「金融商品取引業者等の信頼性向上に向けて一経営者等の倫理観のさらなる向上等に向けて」に基づく対応等について

3. 金融・証券教育支援委員会

開催日	議 案
12 月 14 日	【審議事項】 1. 平成 25 年度における金融・証券教育支援活動等について 2. 教育の専門家と金融の専門家を繋ぐ研究分野の横断的な組織の立上げについて（スキーム） 【報告事項】 3. その他 (1) 高校向け新教材の制作について (2) 若年層女性向けセミナーの開催等について (3) 平成 24 年度「パーソナルファイナンスセミナー」の開催について (4) 金融経済教育研究会（金融庁金融研究センター）の模様について

以 上

会長一任事項の報告 (24.11.28~25.1.15)

平成 25 年 1 月 16 日
日 本 証 券 業 協 会

1. 金融商品取引業者の脱退【5社】

《平 24.11.30 承認》

・多摩証券株式会社 (脱退日：平 24.12.1)

《平 24.12.18 承認》

・Ramius Japan Ltd (脱退日：平 24.12.20)

・赤木屋証券株式会社 (脱退日：平 24.12.25)

・現代証券株式会社 (脱退日：平 24.12.31)

・大徳証券株式会社 (脱退日：平 25.1.4)

2. 登録金融機関の加入【1機関】

《平 24.11.30 承認》

・株式会社じぶん銀行 (加入日：平 24.12.4)

以 上